

4 北海道高等学校文化連盟事務局細則

北海道高等学校文化連盟規約第5章により事務局細則を定め、本連盟の目的遂行のため一切の事務を処理する。

1 事務処理

本事務局に庶務、編集、会計の係をおき、次の事項についての事務を処理する。

(1) 庶務

- ア 全国高文連、本連盟各支部、専門部及び関係諸機関との連絡、調整に関する事。
- イ 文書等收受、処理発送、整理、保管、処分等に関する事。
- ウ 記録に関する事。
- エ その他庶務に関する事。

(2) 編集

- ア 刊行物（集録、会報、ニュース等）の編集、発刊に関する事。
- イ 資料の収集、整理、保管に関する事。
- ウ その他の編集に関する事。

(3) 会計

- ア 予算に関する事。
- イ 収入、支出に関する事。
- ウ その他会計に関する事。

2 事務局員と事務分担

(1) 本連盟事務局に会長が委嘱した次の局員をおく。

- ア 事務局長 1名
- イ 事務局次長 1名
- ウ 庶務係 若干名
- エ 編集係 若干名
- オ 会計係 1名

(2) 事務局長は事務局を統括する。

(3) 事務局次長は事務局長を補佐し、庶務事項を掌る。

3 その他

この細則は役員会の決定により改正することができる。

平成2年12月8日 制定 平成2年12月8日 施行 平成9年5月8日一部改正 平成12年5月11日一部改正